

發 言 通 告 書

令和 7 年 12 月 2 日

松山市議会議長 原 俊 司 殿

松山市議会議員 土井田 学

次のとおり通告します。

| | | | | | | |
|---------|---|-----------------|---------------|--------------------------------------|---------|-----------|
| 発言順位 | 7 | 受領日時 | 12月 2日 | 午前・午後 | 11時 10分 | 2 枚中 1 枚目 |
| 質問等の方式 | | 一問一答方式 | ・ 一括方式 | 発言時間 | 約 40 分 | |
| 答弁を求める者 | | ・市長 ・農業委員会会长 | ・教育長 ・監査委員 | ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・公営企業管理者 | | |

| No | 件 名 | 発 言 の 要 旨 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 透明性のある開かれた市政運営について | (1)松山城の適正な樹木の管理について ①計画にある一定以上の降雨で土砂崩れが起こり、住民に危害が及ぶ可能性が高い旨の記述について問う。 ②計画にある城山の北側は、人命保護の観点から、早期に対策する必要がある旨の記述について問う。 ③計画作成から災害発生までの約9カ月間、市長が何の対策も取らなかつた理由を問う。 ④城山の登り石垣の保存と活用のため、樹木伐採を実施した当時の市長と年度を問う。 ⑤土砂崩れなどの影響をどのように検討したのか、当時の市長などを招聘し、説明を求めるることを問う。 |
| | | (2)女性が働きやすい職場づくりについて ①令和5年2月の被害者の相談と、総務部長による加害者への指導を市長、副市長が初めて知った日付を問う。 ②総務部長が指導したメールの発信行為を加害者が最初に認めた日付及び指導が市の公式で正式な行政行為かを問う。 ③相談から指導までの約2カ月間の総務部長の対応のうち、法令に基づく事実関係の迅速かつ正確な確認に該当する行為、漏れのない正確な確認と適正な対処を問う。 ④法令上、複数の被害者のうち、一人が処分を望まなければ、事実関係の確認は行わなくてもよいかを問う。 ⑤総務部長の約2カ月間の対応は、適正に対処していない法令違反であり、市長の管理責任の重大性を問う。 ⑥皆が働きやすい職場づくりを進めるため、外部委員会を設置し、市の対応の適正を検証すべきと考えるが所見を問う。 |
| | | (3)適正な施設管理による市場運営について ①退去業者が使用料を支払った最終年月、それ以降の店舗状況、 |

2 枚中 2 枚目

| No | 件名 | 発言の要旨 |
|----|-------------------------------|---|
| | | 占有期間と徴収すべき使用料の総額を問う。 ②業者と市の職員が関係する争いの有無と、市の関わりなどの争いの概要を問う。 |
| | | ③荷物の放置理由及び争いとの関係、原因者への求償について |
| 2 | 若手職員や現役世代が希望を持つ る職場づくりについて | (1)若手職員が置かれている職場環境について ①正職員の中で主査級以上の役職職員が占める割合として、主査試 験を始めた年度と今年度の占有率を問う。 ②主査試験の申込状況の、平成21年度と今年度の受験率及びその 差を問う。 ③平成21年度以前3カ年と、直近3カ年における主任の資格ができ てから昇任までの平均年数と延伸年数を問う。 また、主査から副主幹についても同様に問う。 (2)若手や現役職員が活躍できる組織づくりについて ①昇任の延伸や意欲の低下など、若手職員にマイナスの影響が出る ことを知りながら、頭でっかち組織にした理由を問う。 ②「長」の肩書ポストは、退職後の元幹部職員でなく、現役職員を配 置すべきであると考えるが見解を問う。 (3)野志カラーを前面に出したまちづくりについて ①「たからみがき」や「幸せになろう」などは、全て坂の上の雲のまちづ くりを具体化するための手段なのかを問う。 ②坂の上の雲まちづくり部改め、たからみがきまちづくり部変更の考 えを問う。 |
| 3 | 児童・生徒のいじめ、不登校対策に ついて | (1)2つの問題に関し、直近5年間の人数の推移と、2つの問題の原因 と見解について、本市の対策の中で効果が顕著に表れたもの、本市 独自の取組と、今後の対策方針を問う。 (2)前田教育長2期目の決意を問う。 |